

空き店舗等を活用して出店する事業者を応援します!

空き店舗等活用補助金

みどり市では、市内にある空き店舗や空き家を活用して出店する事業者に対し、「空き店舗等の改修及び設備に係る経費」や「空き店舗等の賃借料」にかかる費用の2分の1を補助します。

補助対象経費 / 補助金額

要件を満たす空き店舗や空き家を活用して出店又は開所する際にかかる経費で、次に掲げるもの

《店舗改修費》

○補助率：補助対象経費の2分の1以内

・ 重点区域内：限度額 150 万円

・ 重点区域外：限度額 50 万円

※補助金の交付は、出店又は開所時の1回限り

※重点区域：みどり市立地適正化計画（令和7年12月策定）で、居住誘導区域として位置付けた区域

《店舗賃借料》

○補助率：補助対象経費の2分の1以内

限度額：5万円/月

※敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これに類する費用は除く。

※申請者が空き店舗等の所有者の2親等以内の親族の場合の賃借料は除く。

※補助金の交付は、出店又は開所日の属する月の翌月から1年間

《加算措置》

○移住起業者：30万円

実績報告までにみどり市に転入している者

○空き店舗登録物件：10万円

みどり市空き店舗登録制度により空き店舗登録台帳に登録されている物件を活用する者

○特定創業支援等事業：10万円

実績報告までにみどり市が定める特定創業支援等事業を受けている者

※空き店舗・空き家の要件、重点区域の詳細等については、お問合せください。

(1) 補助対象者

- ・補助対象事業を行う事業者（市税等に滞納がある事業者を除く。）
- ・補助対象事業を行う市民団体等

(2) 補助対象事業

市内にある空き店舗等を活用して事業年度の3月末日までに出店又は開所する事業で、次に掲げるいずれにも該当するもの

- ・サービス業又は小売業に属する業種
- ・週に5日以上営業を行うもの
- ・出店又は営業に際して、法律等に基づく資格及び許認可が必要な業種については、既に取得しているもの又は取得が確実に見込まれるもの
- ・継続的に経営を行う具体的な事業計画を有すると認められるもの
- ・改修後の空き店舗等において営業開始から5年以上継続的に補助対象事業を行うことができるもの

※以下に該当する場合は、補助対象外となります。

- ・夜間（17時以降）のみの営業であるとき
- ・無人販売による営業であるとき
- ・風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種であるとき

など

(3) 対象とならない工事

《対象とならない工事》

- ① 土地購入及び工事中の仮店舗に係るもの
- ② 建築手続き等に要する費用
- ③ 屋根・躯体部分に関する工事
- ④ 住居等、専ら営業活動以外で使用する部分に関する工事
- ⑤ 建物増減築（床面積増減）に関する工事
- ⑥ 下水・浄化槽に関する工事
- ⑦ 地下埋設の給排水管のみの工事
- ⑧ 植樹・剪定などの植栽に関する工事
- ⑨ 清掃・消臭・抗菌処理
- ⑩ 害虫駆除・防虫等の薬剤散布
- ⑪ 売場ではない部分に関する外装工事
- ⑫ 建築物以外の構築物・塀・門扉等に関する工事（店舗に据付される店舗看板を除く）

など

(4) 手続きの流れ

